

第101回定時株主総会招集ご通知への記載を省略した事項

1. 事業報告

主要な事業内容
主要な事業所等
従業員の状況
主要な借入先
会社の株式に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容
およびその運用状況の概要

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

3. 計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

4. 監査報告

会計監査人の監査報告書

北陸電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、第101回定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。

電子提供制度が導入され、株主総会資料等の書面送付は省略することができますが、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面として第101回定時株主総会招集ご通知をお送りしております。

1. 事業報告

主要な事業内容

電気事業（発電・販売事業，送配電事業）

主要な事業所等

（1）主要な事業所および発電所

[当社]

本店	（富山市）
地域共生本部	（金沢市）
原子力本部	（石川県志賀町）
支店	富山支店（富山市），高岡支店（高岡市），新川支店（魚津市），石川支店（金沢市），七尾支店（七尾市），小松支店（小松市），福井支店（福井市），丹南支店（越前市）
支社	東京支社（東京都千代田区）
営業所	5か所（飛騨市，南砺市，輪島市，珠洲市，敦賀市）
水力センター	6か所（富山市（2か所），飛騨市，魚津市，白山市，大野市）
水力発電所 （出力 8 万 キロワット以上）	神通川第一発電所（富山市） 和田川第二発電所（富山市） 手取川第二発電所（白山市） 有峰第一発電所（富山市） 有峰第二発電所（富山市）
火力発電所 （出力 25 万 キロワット以上）	富山火力発電所（富山市） 福井火力発電所（坂井市） 富山新港火力発電所（射水市） 敦賀火力発電所（敦賀市） 七尾大田火力発電所（七尾市）
原子力発電所	志賀原子力発電所（石川県志賀町）

[北陸電力送配電株式会社]

本店	（富山市）
支社	富山支社（富山市），石川支社（金沢市），福井支社（福井市）
配電センター	6か所（飛騨市，南砺市，輪島市，珠洲市，大野市，敦賀市）

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
北陸電力送配電株式会社	(富山県富山市)
日本海発電株式会社	(富山県富山市)
北陸プラントサービス株式会社	(富山県富山市)
日本海建興株式会社	(富山県富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山県富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山県富山市)
株式会社日建	(神奈川県横浜市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山県富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(石川県金沢市)
株式会社パワー・アンド・ＩＴ	(富山県富山市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山県富山市)
株式会社江守情報マネジメント	(福井県福井市)
株式会社江守情報コーポレーション	(福井県福井市)
株式会社江守情報	(福井県福井市)
日本ケミカルデータベース株式会社	(東京都文京区)
株式会社イー・アイ・エル	(福井県福井市)
株式会社アイティーエス	(大阪府大阪市)
株式会社ブレイン	(大阪府大阪市)
北陸エルネス株式会社	(富山県富山市)
北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社	(富山県富山市)
北電産業株式会社	(富山県富山市)
北電産業小松ビル合同会社	(石川県小松市)
ホッコー商事株式会社	(富山県富山市)
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	(富山県富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山県富山市)

【連結子会社】	
北電技術コンサルタント株式会社	(富山県富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山県富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山県富山市)
北陸電力ウィズスマイル株式会社	(富山県富山市)
株式会社フレデリッシュ	(福井県敦賀市)
Hokuriku International Investment, Inc.	(アメリカ合衆国)
【持分法適用関連会社】	
黒部川電力株式会社	(東京都千代田区)
富山共同自家発電株式会社	(富山県富山市)
北陸計器工業株式会社	(石川県野々市市)
北陸電機製造株式会社	(富山県滑川市)
金沢エナジー株式会社	(石川県金沢市)
福井都市ガス株式会社	(福井県福井市)
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山県富山市)
F3 Holding Company B.V.	(オランダ)
F3 O&M Company Ltd	(アラブ首長国連邦)
National Carbon Technologies-California, LLC	(アメリカ合衆国)
Formosa Seagull Power Investment Co., Ltd.	(台湾)

従業員の状況

区 分	従 業 員 数
発 電 ・ 販 売 事 業	2,353名
送 配 電 事 業	1,576名
そ の 他 の 事 業	4,233名
合 計	8,162名

主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	670 億円
株式会社みずほ銀行	659
株式会社日本政策投資銀行	398
株式会社北陸銀行	361
明治安田生命保険相互会社	275
株式会社三菱UFJ銀行	260
株式会社三井住友銀行	255
株式会社SBI新生銀行	225
株式会社北國銀行	190
第一生命保険株式会社	185

会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数

4億株
- (2) 発行済株式総数

2億1,033万3,694株
- (3) 株 主 数

7万6,928名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数および出資比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,893 千株	11.4 %
富 山 県	11,270	5.4
北 陸 電 力 従 業 員 持 株 会	8,185	3.9
株 式 会 社 北 陸 銀 行	7,700	3.7
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	7,063	3.4
ＱＲ２号ファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ＱＲインベストメント	6,100	2.9
大 田 宜 明	3,627	1.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,555	1.7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,341	1.6
株 式 会 社 富 山 第 一 銀 行	2,740	1.3

（注）出資比率は自己株式（1,478,146株）を控除して計算しております。

- (5) 当年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

対 象	株式数	人数
取締役（社外取締役を除く）	34,500株	4名

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額

139百万円

② ①の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額

69百万円

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的に検討した上で、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リースに関する会計基準」に関する助言業務および社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ的確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部所は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
 - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
 - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。

- ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
 - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
 - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
 - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
 - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
 - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスの徹底を「北陸電力グループ新中期経営計画」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
 - ・企業倫理・法令遵守の一層の徹底を図る観点から、贈答・接待に係るルールを明確化し、「行動規範」に規定している。
 - ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務

執行を監督している。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
 - ・ 令和6年能登半島地震の発生を受け、直後から「非常災害対策総本部会議」を開催し、迅速な復旧に向けた対応を行うとともに、その後も継続して本格復旧に向けた対応を実施している。
 - ・ 業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を43回開催し、取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
 - ・ 「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、社長メッセージの発信、職場討議の実施等、法令遵守に係る各種取り組みを一層強化・推進している。
 - ・ 情報管理の更なる徹底を図る観点から、「コンプライアンス推進委員会」の下に「情報適正管理委員会」を設置するとともに、ハード面・ソフト面・監視面から各種取り組みを実施している。
 - ・ 「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」等に基づき、各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
 - ・ 「考査規程」「原子力監査要則」に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 「北陸電力グループ新中期経営計画」にて、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
 - ・ 「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
 - ・ グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
 - ・ 「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	117,641	33,987	139,153	△3,378	287,403
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,132		△3,132
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			65,148		65,148
自 己 株 式 の 取 得				△8	△8
自 己 株 式 の 処 分			△126	247	120
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△611			△611
そ の 他			0		0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△611	61,890	239	61,517
当連結会計年度末残高	117,641	33,375	201,044	△3,139	348,921

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計合
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	11,996	3,623	547	4,318	20,486	19,563	327,453
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△3,132
親会社株主に帰属する当期純利益							65,148
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							120
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△611
その他							0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,864	2,120	58	7,274	11,318	558	11,877
当連結会計年度変動額合計	1,864	2,120	58	7,274	11,318	558	73,394
当連結会計年度末残高	13,861	5,744	606	11,592	31,804	20,122	400,847

連 結 注 記 表

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 31社
- ② 連結子会社の名称

北陸電力送配電株式会社、日本海発電株式会社、北陸プラントサービス株式会社、日本海建興株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、株式会社日建、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社パワー・アンド・ＩＴ、北電情報システムサービス株式会社、株式会社江守情報マネジメント、株式会社江守情報コーポレーション、株式会社江守情報、日本ケミカルデータベース株式会社、株式会社イー・アイ・エル、株式会社アイティーエス、株式会社ブレイン、北陸エルネス株式会社、北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社、北電産業株式会社、北電産業小松ビル合同会社、ホッコー商事株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社、北陸電力ウィズスマイル株式会社、株式会社フレデリッシュ、Hokuriku International Investment, Inc.

当連結会計年度において、新たに設立したHokuriku International Investment, Inc. を連結の範囲に含めている。

- ③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社加賀ふるさとでんき、株式会社スカルト、株式会社蒲原設備工業、中山建設株式会社、セブンプライド株式会社、株式会社アクセンディ、Blue・Sky株式会社、株式会社ジェスコ、PT AWINA RIKUDENKO SOLAR ENGINEERING INDONESIA

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

- ④ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社江守情報マネジメント、株式会社江守情報コーポレーション、株式会社江守情報、日本ケミカルデータベース株式会社、株式会社イー・アイ・エル、株式会社アイティーエス、株式会社ブレイン及びHokuriku International Investment, Inc.の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 11社

② 持分法適用関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸電機製造株式会社、金沢エナジー株式会社、福井都市ガス株式会社、株式会社ケーブルテレビ富山、F3 Holding Company B.V., F3 O&M Company Ltd, National Carbon Technologies-California, LLC, Formosa Seagull Power Investment Co., Ltd.

当連結会計年度において、出資したNational Carbon Technologies-California, LLCを持分法適用の範囲に含めている。

③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社加賀ふるさとでんき、株式会社スカルト、株式会社蒲原設備工業、中山建設株式会社、セブンプライド株式会社、株式会社アクセンディ、Blue・Sky株式会社、株式会社ジェスコ、PT AWINA RIKUDENKO SOLAR ENGINEERING INDONESIA

④ 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社なんとエナジー、氷見ふるさとエネルギー株式会社、入善マリンウィンド合同会社、仙台港バイオマスパワー合同会社、越前吉野瀬川水力合同会社、株式会社大山ファースト、北陸エナジス株式会社、北配電業株式会社、福電興業株式会社、Sun-eee Pte. Ltd.

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

⑤ 持分法の適用の手続に関する特記事項

持分法適用関連会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社はNational Carbon Technologies-California, LLCであり、同社の事業年度に係る計算書類を使用している。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法による

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法、無形固定資産は定額法によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(ロ) 災害復旧費用引当金

令和6年能登半島地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業は、主に北陸三県[富山県、石川県、福井県（一部を除く）]と岐阜県の一部において行う発電・販売事業及び送配電事業であり、これらの事業による収益は電気事業営業収益に計上している。電気事業営業収益は、電灯・電力料、地帯間・他社販売電力料及び託送収益等からなるが、それぞれの収益の計上基準は以下のとおりである。

(イ) 電灯・電力料

特定小売供給約款、低圧特別約款等に基づき、一般家庭、工場、オフィス等の電気の利用者に電気を供給する履行義務に係る収益である。これらの取引は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて収益を認識している。

電気の使用量は検針により把握され、把握された使用量及び各種の約款等に規定された単価等に基づき毎月の料金を算定し、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般需要家保護を目的とする料金規制経過措置期間において「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が適用されているため、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

(ロ) 地帯間・他社販売電力料

他の電気事業者に対して、各取引先との卸電力売買契約に基づき電気を供給する履行義務に係る収益、及び、一般社団法人 日本卸電力取引所が定める取引規程等に基づき、卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に係る収益からなる。

他の電気事業者への電気の供給は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

卸電力市場における翌日取引、時間前取引で約定した電気の受け渡しは、約定結果に基づく受渡の一時点において履行義務を充足する取引であり、一時点で収益を認識している。

(ハ) 託送収益

主として接続供給及び発電量調整供給に係る収益である。

接続供給は、託送供給等約款に基づき、小売電気事業者が調達した電気を受電し、送配電ネットワークを介して、当該小売電気事業者の顧客へ電気を供給することが履行義務であり、発電量調整供給は、託送供給等約款に基づき、発電事業者から電気を受電する際に、当該発電事業者の計画した電力量と実際の発電量の差を調整供給することが履行義務である。

これらの取引は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の供給量により測定し、これに応じて収益を認識している。

接続供給量や発電量調整供給量は、検針により把握され、把握された供給量及び託送供給等約款に規定された単価等に基づき毎月の料金を算定し、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、託送収益の計上については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に従い、検針日基準による収益の計上処理を行い、決算月に実施した検針の日から決算日まで生じた収益は翌月に計上している。

なお、上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1カ月以内に料金又は取引代金を収受しており、重要な金融要素は含んでいない。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日から発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

(ロ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っている。

(ハ) 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）第11条第2項に規定する廃炉拠出金の額を、廃炉拠出金費として計上している。

原子力事業者は、毎連結会計年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

(追加情報)

2024年4月1日に改正法及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号。以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉の廃止措置に係る会計処理は、従来、資産除去債務を計上し、資産除去債務相当資産について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号2008年3月31日）第8項を適用し、解体省令の規定に基づき、毎連結会計年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することになった。

これにより、当連結会計年度において資産除去債務相当資産30,910百万円及び資産除去債務95,776百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務の費用にあてるため、機構に支払わなければならない金銭の総額64,866百万円を、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上したが、同規定により、資産除去債務を取崩した額を当該費用から控除している。これによる損益への影響はない。このうち、当連結会計年度に納付すべき金額2,162百万円は1年以内に期限到来の固定負債に振り替えていたが、当連結会計年度において納付している。また、翌連結会計年度に納付すべき額を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

(二) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に再処理等拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する再処理等拠出金には再処理法第2条第4項第1号の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る再処理等拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、再処理法第5条第2項に規定する再処理等拠出金（再処理法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る再処理等拠出金を除く。）の額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

なお、再処理関連加工の業務に係る再処理等拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

(ホ) 廃炉円滑化負担金の会計処理

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

なお、従前は小売規制料金による回収が認められてきたが、制度継続の観点から2020年10月より現在の回収方法に移行されている。

北陸電力送配電株式会社では、「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）の規定に従い、経済産業大臣からの通知に基づき2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

なお、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）の規定に従い、回収した廃炉円滑化負担金を託送収益として計上するとともに、他の発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金を廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

(A) 重要なヘッジ会計の方法

I.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

II.ヘッジ手段とヘッジ対象

a.ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務の一部

b.ヘッジ手段…燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象…燃料購入に係る予定取引の一部

III.ヘッジ方針

為替相場や燃料価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で、デリバティブ取引に関する社内規則に基づき通常業務から発生する債務等を対象にデリバティブ取引を活用している。

IV.ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、ヘッジの有効性を評価している。なお、ヘッジに高い有効性があるとみなされるものについては、有効性評価を省略している。

(b) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用している。

2 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はない。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はない。

3 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産 30,920百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っている。

当該見積りの基礎となる事業計画には、以下の重要な仮定が含まれている。

志賀原子力発電所の停止の影響

販売電力量の予測

将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。

4 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）

658,300百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）

19,280百万円

その他、以下の資産を当社が出資する会社等の借入金の担保に供している。

投資その他の資産

その他

2,186百万円

(連結子会社)

その他、以下の資産を連結子会社が出資する会社の借入金の担保に供している。

投資その他の資産

長期投資

2百万円

その他

2,178百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,849,485百万円

(3) 保証債務等

以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社

26,125百万円

日本原子力発電株式会社

17,492百万円

黒部川電力株式会社

10,941百万円

富山共同自家発電株式会社

7,131百万円

Fujairah Power Company F3 LLC

6,284百万円

仙台港バイオマスパワー合同会社

3,174百万円

送配電システムズ合同会社

667百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入

4,738百万円

合 計

76,557百万円

(4) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

210,333,694株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,565	7.5	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	1,566	7.5	2024年9月30日	2024年11月29日
計		3,132			

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 2,610百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 12.5円 |
| ③ 基準日 | 2025年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2025年6月27日 |

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

6 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。また、資金運用については、短期的な預金等に限定して実施している。

デリバティブ取引は、為替相場や燃料価格、卸電力市場価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

長期投資（その他有価証券）は、主に電気事業の安定的な運営に資する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

長期貸付金は、市場金利の変動リスクに晒されているが、中長期的に利率が確定している長期貸付金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

受取手形、売掛金及び契約資産は、主に電灯料及び電力料であり、お客さまの信用リスクに晒されているが、お客さまごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債は、市場金利の変動リスクに晒されているが、殆どは中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は、殆どが１年以内の支払期日である。また、買掛金の一部には外貨建支払があり、為替相場等の変動リスクに晒されているが、為替予約取引等を活用し、変動リスクの回避を行っている。

これらの金融負債は、流動性リスクに晒されているが、短期社債発行枠の設定、コミットメントライン契約の締結及び必要な現預金残高の確保等、対策を実施している。

デリバティブ取引は、取引先金融機関等の信用リスクに晒されているが、社内規則に基づいて執行箇所及び管理箇所を定め、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に実施している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は「その他有価証券」には含まれていない（（注）参照）。

現金は注記を省略しており、預金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略している。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 受取手形、売掛金及び契約資産	97,924	97,924	－
② 長期投資（その他有価証券）	28,147	28,147	－
③ 長期貸付金 (※１)	10,406	10,026	△379
負債			
④ 支払手形及び買掛金	63,674	63,674	－
⑤ 社債 (※２)	658,300	615,813	△42,486
⑥ 長期借入金 (※２)	488,958	468,299	△20,659
⑦ デリバティブ取引 (※３)	7,628	7,628	－

(※１) 連結貸借対照表上、「投資その他の資産」の「その他」として計上されている。

(※２) 連結貸借対照表上、「１年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

(※３) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

- (注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。当該金融商品には非上場株式、出資証券及び組合出資金等が含まれているが、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等	37,091
組合出資金	2,999
合計	40,091

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
①長期投資（其他有価証券）	27,436	711	—	28,147
②デリバティブ取引（※1）	—	7,628	—	7,628

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
③受取手形、売掛金及び契約資産	－	97,924	－	97,924
④長期貸付金	－	10,026	－	10,026
負債				
⑤支払手形及び買掛金	－	63,674	－	63,674
⑥社債	－	615,813	－	615,813
⑦長期借入金	－	468,299	－	468,299

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 長期投資（その他有価証券）

上場株式及び金銭信託は相場価格を用いて評価している。

上場株式の時価は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類している。

金銭信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2に分類している。

債券は、相場価格がないため、元利金の合計額を当該債券の残存期間を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類している。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価としており、レベル2に分類している。

② デリバティブ取引

電力デリバティブ取引については、同様の取引を市場取引で実施した場合に想定される取引所の価格を用いて算定しており、市場の活発性に基づきレベル2に分類している。

燃料デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格を用いて算定しており、レベル2に分類している。

為替予約取引については、取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2に分類している。

③ 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産は、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類している。

④ 長期貸付金

時価は、元利金の合計額を当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価

値法により算定しており、レベル2に分類している。

⑤ 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類している。

⑥ 社債

時価は、市場価格に基づき算定しているが、当社が発行する社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価を、レベル2に分類している。

⑦ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2に分類している。

7 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,822円98銭
(2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	311円98銭

8 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	発電・販売事業	送配電事業	その他	計
電灯・電力料	555,691	28	—	555,719
地帯間・他社 販売電力料	135,501	31,075	—	166,576
託送収益	—	18,207	—	18,207
その他	25,250	3,516	89,004	117,771
外部顧客への 売上高 計	716,443	52,827	89,004	858,275

「発電・販売事業」は、国内における発電・小売電気事業等を展開しており、「送配電事業」は、北陸域内における一般送配電事業等を展開している。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス料金支援」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金22,773百万円を売上高「その他」に含めている。内訳は、「発電・販売事業」が22,546百万円、「送配電事業」が0百万円、「その他」の区分が225百万円である。なお、当該補助金は顧客との契約から生じる収益以外の収益である。また、当該補助金を除く顧客との契約から生じる収益以外の収益は、重要性が乏しいため、売上高「その他」に含めている。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	77,488百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	93,238百万円
契約資産（期首残高）	8,383百万円
契約資産（期末残高）	4,631百万円
契約負債（期首残高）	2,725百万円
契約負債（期末残高）	4,565百万円

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	36,005
1年超～3年以内	61,379
3年超～5年以内	32,090
5年超	—
合計	129,475

9 重要な後発事象に関する注記

富山新港火力発電所 LNG 2 号機建設計画について

当社は、富山新港火力発電所におけるLNG 2 号機の建設計画を、2025年4月28日開催の取締役会において決議した。

- ・富山新港火力発電所において、供給力の確保と火力電源の低炭素化を両立する方策として、高経年化が進んでいる石炭 2 号機及び休止中の 1 号機（石油）の廃止にあわせ、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備となるLNG 2 号機を建設する計画を決定することとした。
- ・今後、設備の詳細検討を進め、地元の皆さまおよび関係各所のご理解・ご協力を頂きながら、2033年度運転を目指して計画を進める。
- ・LNG 2 号機を新設することで、当社全体として年間のCO₂排出量を200万トン程度削減することが期待できる。

- 【概要】
1. 建設地点：富山新港火力発電所（富山県射水市堀江千石）
 2. 主要設備：LNGコンバインドサイクル発電設備60万kW級×1軸
 3. 主要工程（予定）
 - (1) 着工時期：2029年度
 - (2) 運転開始時期：2033年度

10 その他の注記

- (1) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

(2) 特別利益

災害等扶助交付金 4,375百万円

災害等扶助交付金には近年の災害激甚化に伴い2021年4月に創設された「災害等復旧費用の相互扶助制度」に基づき、電力広域的運営推進機関から交付金決定通知を受けた、令和6年能登半島地震に伴う仮復旧費用に対する交付金を計上している。

(3) 防衛特別法人税の適用による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より防衛特別法人税が適用されることとなった。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる連結会計年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産の純額が559百万円、非支配株主持分が15百万円増加し、退職給付に係る調整累計額が69百万円、その他有価証券評価差額金が178百万円、法人税等調整額(借方)が806百万円減少している。

3. 計算書類

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,347,429	固 定 負 債	1,103,373
電 気 事 業 固 定 資 産	405,704	社 長 期 借 入 債 金	566,700
水 力 発 電 設 備	91,152	未 払 廃 炉 抛 出 金	441,820
汽 力 発 電 設 備	208,836	リ ー ス 債 務	60,541
原 子 力 発 電 設 備	82,018	関 係 会 社 長 期 債 務	0
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 等 設 備	1,822	退 職 給 付 引 当 金	69
業 務 設 備	21,787	災 害 復 旧 費 用 引 当 金	20,923
休 止 設 備	0	雑 固 定 負 債	11,272
貸 付 設 備	86		2,045
附 帯 事 業 固 定 資 産	1,223	流 動 負 債	315,556
事 業 外 固 定 資 産	6,020	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	137,130
固 定 資 産 仮 勘 定	182,846	買 未 払 掛 金	61,885
建 設 仮 勘 定	169,052	未 払 金	8,265
除 却 仮 勘 定	6	未 払 費 用	39,320
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	13,787	未 払 税 金	13,743
核 燃 料	75,698	預 り 金	402
装 荷 核 燃 料	26,219	関 係 会 社 短 期 債 務	37,550
加 工 中 等 核 燃 料	49,479	諸 前 受 金	1,610
投 資 そ の 他 の 資 産	675,934	災 害 復 旧 費 用 引 当 金	1,198
長 期 投 資	113,741	雑 流 動 負 債	14,448
関 係 会 社 長 期 投 資	503,860	引 当 金	2,214
長 期 前 払 費 用	12,065	引 当 金	2,214
前 繰 延 税 金 資 産	24,253	負 債 株 主 資 本	1,421,145
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	22,051	資 本 本 剰 余 金	267,215
	△37	資 本 本 剰 余 金	117,641
流 動 資 産	359,897	資 本 本 準 備 金	33,993
現 金 及 び 預 金	198,433	利 益 剰 余 金	33,993
未 収 入 金	84,413	そ の 他 利 益 剰 余 金	118,707
貯 蔵 品	8,290	別 途 積 立 金	28,386
前 払 費 用	31,089	繰 越 利 益 剰 余 金	90,320
関 係 会 社 短 期 債 権	3,373	自 己 株 式	40,000
雑 流 動 資 産	15,279	評 価 ・ 換 算 差 額 等	50,320
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	19,278	評 価 差 額 金	△3,126
	△260	繰 延 税 金 損 益	18,966
		純 資 産 合 計	13,499
合 計	1,707,327	合 計	5,466
			286,182
			1,707,327

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	710,558	営 業 収 益	773,641
電 気 事 業 営 業 費 用	702,999	電 気 事 業 営 業 収 益	766,300
水 力 発 電 費	21,105	電 灯 料	186,723
汽 力 発 電 費	276,489	電 力 料	368,968
原 子 力 発 電 費	44,051	他 社 販 売 電 力 料	177,201
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 等 費	159	賠 償 負 担 金 相 当 収 益	810
他 社 購 入 電 力 料	175,057	電 気 事 業 雑 収 益	32,585
販 売 費	12,811	貸 付 設 備 収 益	11
休 止 設 備 費	14		
貸 付 設 備 費	9		
一 般 管 理 費	25,904		
接 続 供 給 託 送 料	141,864		
事 業 税	5,554		
電力費振替勘定（貸方）	△21		
附 帯 事 業 営 業 費 用	7,558	附 帯 事 業 営 業 収 益	7,340
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用	7,558	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	7,340
営 業 利 益	(63,083)		
営 業 外 費 用	13,187	営 業 外 収 益	10,413
財 務 費 用	7,367	財 務 収 益	7,537
支 払 利 息	7,289	受 取 配 当 金 息	4,870
社 債 発 行 費	77	受 取 利 息	2,667
事 業 外 費 用	5,820	事 業 外 収 益	2,875
雑 損 失	5,820	固 定 資 産 売 却 益	1
		雑 収 益	2,873
当 期 経 常 費 用 合 計	723,745	当 期 経 常 収 益 合 計	784,054
当 期 経 常 利 益	60,309		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	△490		
渴 水 準 備 金 引 当 金 取 崩 し（貸方）	△490		
税 引 前 当 期 純 利 益	60,800		
法 人 税 等	17,296		
法 人 税 等	3,888		
法 人 税 等 調 整 額	13,408		
当 期 純 利 益	43,503		

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						本	株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金 資 本 金 準 備 金	利 益 剰 余 金					
			利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	－	50,075	78,462	△3,365	226,731
当 事 業 年 度 変 動 額								
別 途 積 立 金 の 積 立				40,000	△40,000	－		－
剰 余 金 の 配 当					△3,132	△3,132		△3,132
当 期 純 利 益					43,503	43,503		43,503
自 己 株 式 の 取 得							△8	△8
自 己 株 式 の 処 分					△126	△126	247	120
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額（純額）								
当事業年度変動額合計	－	－	－	40,000	244	40,244	239	40,483
当 事 業 年 度 末 残 高	117,641	33,993	28,386	40,000	50,320	118,707	△3,126	267,215

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	11,712	3,658	15,370	242,102
当事業年度変動額				
別途積立金の積立				－
剰 余 金 の 配 当				△3,132
当 期 純 利 益				43,503
自己株式の取得				△8
自己株式の処分				120
株主資本以外の項目の 当該事業年度変動額（純額）	1,787	1,808	3,595	3,595
当事業年度変動額合計	1,787	1,808	3,595	44,079
当事業年度末残高	13,499	5,466	18,966	286,182

個 別 注 記 表

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

(ロ) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(ハ) その他有価証券
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理している。

② 災害復旧費用引当金

令和6年能登半島地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当期末における見積額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は、主に北陸三県[富山県、石川県、福井県（一部を除く）]と岐阜県の一部において行う発電・販売事業であり、収益は電気事業営業収益に計上している。電気事業営業収益は、電灯・電力料及び他社販売電力料等からなるが、それぞれの収益の計上基準は以下のとおりである。

① 電灯・電力料

特定小売供給約款、低圧特別約款等に基づき、一般家庭、工場、オフィス等の電気の使用者に電気を供給する履行義務に係る収益である。これらの取引は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて収益を認識している。

電気の使用量は検針により把握され、把握された使用量及び各種の約款等に規定された単価等に基づき毎月の料金を算定し、一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般需要家保護を目的とする料金規制経過措置期間において「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）が適用されているため、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する検針により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

② 他社販売電力料

他の電気事業者に対して、各取引先との卸電力売買契約に基づき電気を供給する履行義務に係る収益、及び、一般社団法人 日本卸電力取引所が定める取引規程等に基づき、卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に係る収益からなる。

他の電気事業者への電気の供給は、電気の供給の都度、履行義務を充足する取引である。履行義務の充足の進捗度を電気の使用量により測定し、これに応じて一定の期間にわたり毎月収益を認識している。

卸電力市場における翌日取引、時間前取引で約定した電気の受け渡しは、約定結果に基づく受渡の一時点において履行義務を充足する取引であり、一時点で収益を認識している。

なお、上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1カ月以内に料金又は取引代金を収受しており、重要な金融要素は含んでいない。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）第11条第2項に規定する廃炉拠出金の額を、廃炉拠出金費として計上している。

原子力事業者は、毎期、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

(追加情報)

2024年4月1日に改正法及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号。以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉の廃止措置に係る会計処理は、従来、資産除去債務を計上し、資産除去債務相当資産について、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号2008年3月31日）第8項を適用し、解体省令の規定に基づき、毎期、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の再処理法第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することになった。

これにより、当期において資産除去債務相当資産30,910百万円及び資産除去債務95,776百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務の費用にあてるため、機構に支払わなければならない金銭の総額64,866百万円を、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上したが、同規定により、資産除去債務を取崩した額を当該費用から控除している。こ

れによる損益への影響はない。このうち、当期に納付すべき金額2,162百万円は1年以内に期限到来の固定負債に振り替えていたが、当期において納付している。また、翌期に納付すべき額を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号。以下「再処理法」という。）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に再処理等拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する再処理等拠出金には再処理法第2条第4項第1号の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る再処理等拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、再処理法第5条第2項に規定する再処理等拠出金（再処理法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る再処理等拠出金を除く。）の額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。

なお、再処理関連加工の業務に係る再処理等拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

④ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっている。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

Ⅰ.ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務の一部

Ⅱ.ヘッジ手段…燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象…燃料購入に係る予定取引の一部

(ハ) ヘッジ方針

為替相場や燃料価格等の変動リスクを回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で、デリバティブ取引に関する社内規則に基づき通常業務から発生する債務等を対象にデリバティブ取引を活用している。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、ヘッジの有効性を評価している。なお、ヘッジに高い有効性があるとみなされるものについては、有効性評価を省略している。

⑤ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

2 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当期首から適用している。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。なお、当該会計方針の変更による当期の計算書類への影響はない。

3 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

繰延税金資産 22,051百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略している。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む）

658,300百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）

19,280百万円

その他、下記の資産は、当社が出資する会社等の借入金の担保に供している。

投資その他の資産

関係会社長期投資

2,189百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,875,210百万円

(3) 保証債務等

以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社

26,125百万円

日本原子力発電株式会社

17,492百万円

黒部川電力株式会社

10,941百万円

富山共同自家発電株式会社

9,750百万円

Fujairah Power Company F3 LLC

6,284百万円

仙台港バイオマスパワー合同会社

3,174百万円

合 計

73,769百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権

400,961百万円

短期金銭債権

23,372百万円

長期金銭債務

69百万円

短期金銭債務

60,186百万円

(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業

専用固定資産

1,223百万円

他事業との共用固定資産の配賦額

1,885百万円

合 計

3,109百万円

(6) 渇水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。

5 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引による取引高	
費用	204,419百万円
収益	58,635百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引高	10,747百万円

6 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の種類及び総数	
普通株式	1,478,146株

7 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払廃炉拠出金	18,095百万円
税務上の繰越欠損金	12,187百万円
退職給付引当金	6,044百万円
分離先企業株式に係る一時差異	4,828百万円
減価償却費損金算入限度超過額	3,607百万円
災害復旧費用引当金	3,591百万円
濁水準備引当金	639百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	615百万円
その他	15,654百万円
繰延税金資産小計	65,264百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△22百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,174百万円
評価性引当額小計	△13,196百万円
繰延税金資産合計	52,068百万円
繰延税金負債	
原子力発電施設解体準備金	△15,398百万円
前払年金費用	△7,006百万円
その他有価証券評価差額金	△5,471百万円
その他	△2,139百万円
繰延税金負債合計	△30,017百万円
繰延税金資産の純額	22,051百万円

(2) 防衛特別法人税の適用による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より防衛特別法人税が適用されることとなった。

これに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産の純額が440百万円増加し、その他有価証券評価差額金が176百万円減少、法人税等調整額（借方）が616百万円減少している。

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

8 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称又は 氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	北陸電力 送配電 株式会社	一般送配電 事業 等	(所有) 直接 100%	資金貸借 取引	社債の 引受 ※1	14,720	関係会社 長期投資	208,113
					資金の 貸付 ※2	29,600	関係会社 長期投資	159,011
							関係会社 短期債権	—
					預り金 ※3	38,047	関係会社 短期債務	19,124
					預け金 ※3	90,936	関係会社 短期債権	—
					利息の 支払 ※4	21	関係会社 短期債務	—
					利息の 受取 ※4	2,350	関係会社 短期債権	581

- ※1 社債の引受は、北陸電力送配電株式会社発行のICB(Inter Company Bond)を引受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定しており、同社の総財産を一般担保に供している。
- ※2 資金の貸付は、北陸電力送配電株式会社に対し主にICL(Inter Company Loan)により貸し付けたものであり、当社の借入金と同様の条件で利率を決定している。
- ※3 預り金及び預け金は、キャッシュ・マネジメント・システムによる取引であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ※4 利息の支払及び利息の受取は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

9 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,370円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 208円32銭 |

- 10 収益認識に関する注記
収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表と同一であるため、記載を省略している。
- 11 重要な後発事象に関する注記
富山新港火力発電所 LNG 2 号機建設計画について
当社は、富山新港火力発電所におけるLNG 2 号機の建設計画を、2025年4月28日開催の取締役会において決議した。
- ・富山新港火力発電所において、供給力の確保と火力電源の低炭素化を両立する方策として、高経年化が進んでいる石炭 2 号機及び休止中の 1 号機（石油）の廃止にあわせ、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備となるLNG 2 号機を建設する計画を決定することとした。
 - ・今後、設備の詳細検討を進め、地元の皆さまおよび関係各所のご理解・ご協力を頂きながら、2033年度運開を目指して計画を進める。
 - ・LNG 2 号機を新設することで、当社全体として年間のCO₂排出量を200万トン程度削減することが期待できる。
- 【概要】
1. 建設地点：富山新港火力発電所（富山県射水市堀江千石）
 2. 主要設備：LNGコンバインドサイクル発電設備60万kW級×1軸
 3. 主要工程（予定）
 - (1) 着工時期：2029年度
 - (2) 運転開始時期：2033年度
- 12 その他の注記
- (1) 計算書類等は、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に基づいて作成している。
 - (2) 電気・ガス料金支援への参画
「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく施策である「電気・ガス料金支援」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金22,546百万円を「電気事業雑収益」に計上している。

4. 監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

北陸電力株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 森 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲下 寛 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大槻 昌 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上